

農地法第5条転用届出（市街化区域内）

「市街化区域内の農地を農地以外に転用する場合で、所有権・賃貸借権等の権利の設定移転を伴う場合」
(R6.4.17)

{ 添 付 書 類 }

- | | | |
|----------------------|--------|---------|
| 1. 届 出 書 | (様式あり) | (1 部) |
| 2. 土地登記事項証明書（全部証明） | | (1 部) |
| 3. 公図の写し | | (1 部) |
| 4. 申請地の位置図「付近見取図」 | | (1 部) |
| 5. 土地利用計画図（排水計画・擁壁等） | | (1 部) |
| 6. 農業委員会宛の誓約書 | (様式あり) | (1 部) |
| 7. 連絡先一覧 | (様式あり) | (1 部) |

※代理人が手続する場合は、委任状

(任意様式) (1 部)

※土地登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合は

経過がわかる住民票・戸籍の附票等 (1 部)

※近隣の水利に影響を及ぼす場合は、地元水利組合の承諾書

(様式あり) (1 部)

※隣接に農地がある場合は、隣接農地所有者・耕作者の承諾書

(様式あり) (1 部)

※既に農地以外に転用している場合は、始末書

(任意様式) (1 部)

※譲受人が法人の場合は、資格証明書 (1 部)

※申請地を一時的に転用した後、再び農地として使用する場合は

一時転用計画書 (1 部)

※小作地である場合は、農地法第18条第6項の合意解約を先に行うこと。

※盛土を伴う場合は、盛土規制法の対象となり、堆積面積によっては大阪府への届出が必要となります。

問合せ先：大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課（森林区域を含まない場合）